

令和6年12月25日  
国土交通省関東地方整備局  
建政部

## 指定確認検査機関等の処分について

令和6年12月19日付けで、関東地方整備局長から関東地方整備局長指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いましたので、お知らせいたします。

また、令和6年12月18日付けで、関東地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1392

建築安全課 課長 田中（内線：6681）

建築安全課 課長補佐 福地（内線：6682）

## 【処分内容】

株式会社 YKS 確認検査機構(関東地方整備局長指定第 28 号)

処 分 日 令和6年 12 月 19 日

処分内容 監督命令

確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和7年1月15日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

## 【処分事由の概要】

(1) 山梨県内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により以下の①～③に掲げる規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

①法第 35 条及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 126 条の2第1項の規定に適合しない(本件建築物について、法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500 平方メートルを超えるものに該当し、かつ、本件建築物の医務室について、令第 116 条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に該当するにもかかわらず、本件建築物の医務室に排煙設備を設けていない)ことを見過ごした。

②法第 35 条及び令第 126 条の4の規定に適合しない(本件建築物の保育室について、法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室で照明装置の設置を通常要する部分に該当するにもかかわらず、非常用の照明装置を設けていない)ことを見過ごした。

③法第 36 条に基づく令第 114 条第5項の規定に適合しない(本件建築物の防火上主要な準耐火構造である間仕切壁を換気の設備の風道が貫通する部分又はこれに近接する部分に、令第 114 条第5項により読み替える令第 112 条第 21 項に規定する防火設備を設けなければならないにもかかわらず、これを設

けていない)ことを見過ごした。

- (2) 山梨県内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2第1項の規定に適合しない(開発許可を受けた者は、同法第30条第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならないにもかかわらず、許可を受けていない)ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

#### 関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)の処分

処 分 日 令和6年12月18日

資格者名 赤尾 孝(登録番号:第3000173号)

処分内容 業務禁止2月10日(令和7年1月8日から令和7年3月17日まで)